

## 日本道徳教育方法学会の「後援」に関する申し合わせ

制 定 平成30年6月9日

第1条 日本道徳教育方法学会（以下「本学会」という。）は、本学会の会則第2条が定める目的達成のために、道徳教育の研究・教育等に係わる催しに対して「後援」を行う。

第2条 本申し合わせにおいて後援とは、会員等が行う催しについて、その趣旨に賛同し、本学会の後援の名義使用を認めることをいう。なお、後援を希望する催しに対して学会は費用を負担しない。

第3条 催しの後援を希望する会員等は、後援申請書（書式は別途定める。）を本学会事務局に提出する。会長は、研究委員長に審議を依頼する。申請の締め切りは、原則として開催の3か月前とする。

第4条 後援は、原則として本学会の研究委員会の審議を経て、理事会で審議・決定し、許可する。後援の決定には、以下の項目を満たしていることが条件となる。

- (1) 学会会則第2条の目的に一致していること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 会員の研究・教育活動等にとって有益であること。

なお、決定後において以上の条件を満たせないことが明確になった場合は、後援の許可を取り消すことがある。

第5条 催しの後援を許可された会員等は、催しの終了後すみやかに報告書（書式は別途定める。）を研究委員長に提出する。研究委員長は、報告書を理事会に報告する。

第6条 本学会は、会報等を通して、後援を決定した催しについて告知する。

第7条 その他、後援に関して必要な事項は、理事会で決定する。

### 附則

本申し合わせは、平成30年6月9日より施行し、平成30年4月1日から適用する。